

令和7年11月18日

横手市長 高橋 大 様

横手市中心市街地活性化協議会
会長 渡部 尚男

横手市中心市街地活性化基本計画(案)に関する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、横手市中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見書を提出いたします。

横手市中心市街地活性化基本計画(案)(以下「基本計画案」という。)は、横手市を中心市街地活性化を図る計画として概ね妥当なものであると判断する。

なお、国より基本計画案の認定を受けた後、事業を推進するにあたっては、下記の事項について十分にご配慮いただきたい。

記

1. 基本計画案の各事業を実施するにあたり、内閣府をはじめとする関係省庁や関係機関、また、民間団体や事業者等との連絡・情報共有を図り、事業が円滑に遂行されるよう努めること。
2. 各事業の進捗状況や成果等について適宜報告を行うとともに、基本計画の見直しや変更、また、新たな事業の追加が生じた場合には、速やかに協議を行うこと。
3. 新市民会館へのアクセス道整備など、駅西方面の活性化事業の立案について引き続き検討を行うこと。また、駅東方面では、商業地の空き物件や住宅地の空家・空地が増加していることから対策を検討するとともに、旧羽州街道沿線の大町・四日町・鍛冶町などの活性化策についても検討を行うこと。
4. 今後、事業化に向けて調整が整った事業が生じた場合、また、基本計画案に追加・変更等が生じた場合には、当協議会の意見も含めて隨時基本計画案の調整を行うなど、柔軟な対応に努めること。
5. 人口減少や高齢化の進展による社会構造の変化、商業環境の変化など、多くの課題に対応していく必要があることから、基本計画案のみならず他の施策とあわせ、市民・行政・商工業者等が協調のうえ、より良いまちづくりができるよう努めること。

以上